

○福島市公設地方卸売市場条例

平成二十五年六月二十八日条例第二十一号

改正

平成二六年一月六日条例第二号

平成三〇年一月一二日条例第四九号

令和二年三月二五日条例第九号

福島市公設地方卸売市場条例

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者（第七条—第十二条の六）

第二節 仲卸業者（第十三条—第二十条）

第三節 売買参加者（第二十一条—第二十三条）

第四節 関連事業者（第二十四条—第二十八条）

第三章 売買取引及び決済の方法（第二十八条の二—第四十八条の二）

第四章 卸売の業務に関する品質管理（第四十九条）

第五章 市場施設の使用（第五十条—第五十七条）

第六章 監督（第五十八条—第六十条）

第七章 市場運営協議会（第六十一条）

第八章 雑則（第六十二条—第七十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項及び卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき福島市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び市場の業務、施設の管理等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 卸売業者 第七条の二第一項の規定により市長の承認を受け、卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて市場において販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。
- 二 仲卸業者 第十四条第一項の規定により市長の承認を受け、仲卸しの業務（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。
- 三 売買参加者 第二十一条第一項の規定により市長の承認を受け、市場内においてその取扱品目の部類に属する物品を卸売業者又は仲卸業者から買い受けようとする者（仲卸業者を除く。）をいう。

- 四 買出人 仲卸業者から生鮮食料品等を買って市場外で販売する小売業者及び仲卸業者が販売する通常取引単位で買い受ける需要者をいう。
- 五 関連事業者 第二十四条第一項の規定により市長の承認を受け、市場機能の充実に図り、出荷者、売買参加者及び買出人その他市場の利用者に便益を提供するため、市場内の施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下「市場施設」という。）において業務を営む者をいう。
- 六 せり人 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をする場合において、せり売の方法により販売する業務に従事させる者をいう。
- 七 せり売 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をする場合において、せり人が公開の方法により、仲卸業者及び売買参加者に競争させ、せりの方式により最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。
- 八 入札 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をする場合において、書面を用いて仲卸業者及び売買参加者に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。
- 九 相対取引 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をする場合において、価格及び数量について仲卸業者又は売買参加者と個別に売買取引を行う方法をいう。

(市場の名称、位置及び面積)

第三条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
福島市公設地方卸売市場	福島市北矢野目字樋越一番地	十一万二千平方メートル

(取扱品目)

第四条 市場の取扱品目（以下「取扱品目」という。）は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、それぞれ当該各号に定める物品とする。

- 一 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品、鳥卵並びに規則で定めるその他の食料品
- 二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品、鳥卵並びに規則で定めるその他の食料品
- 三 花き部 花き及びその加工品並びに規則で定めるその他の物品

2 取扱物品が前項各号のいずれの部類に属するかについて疑義があるときは、市長がその所属を決定する。

(開場の期日)

第五条 市場は、日曜日（一月五日及び十二月二十七日から同月三十日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに一月二日から同月四日まで及び十二月三十一日（以下「休日」と総称する。）を除き、毎日開場するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売業者の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。

(開場の時間)

第六条 市場の開場の時間は、午前零時から午後十二時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項に規定する開場の時間の範囲内で規則で定める。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第七条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 青果部 二
- 二 水産物部 二
- 三 花き部 一

(卸売業務の承認)

第七条の二 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、前条に規定する取扱品目の部類ごとに行う。

3 第一項の規定による承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第一項の規定による承認をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。
- 三 申請者が第十二条の二第一項若しくは第二項又は第六十条第一項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 四 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。
- 五 申請者の業務を執行する役員のうち市場の卸売業者又は仲卸業者の役員若しくは使用人であるものがあるとき。
- 六 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないもの

七 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体であると認められるとき、及びその役員又はこれに準ずる者が同条第六号に規定する暴力団員であると認められるとき。

八 第一項の規定による承認をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第八条 卸売業者は、市長から卸売の業務の承認を受けた日から起算して一月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第九条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の範囲内で規則で定める。

- 一 青果部 二百万円以上一千万円以下
- 二 水産物部 二百万円以上一千万円以下
- 三 花き部 百二十万円以上六百万円以下

2 前項に規定する保証金は、次の各号に掲げる有価証券をもって代用することができる。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 日本銀行が発行する出資証券
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める有価証券

3 前項に規定する有価証券の価格は、規則で定める額とする。

(保証金の追加預託)

第十条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足が生じたときは、卸売業者は、市長が指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、市長が指定する期間の経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の追加預託について準用する。

(保証金の充当)

第十一条 市長は、卸売業者が第五十六条第一項に規定する使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項に規定する他の債権者に先立って弁済を受ける権利に優先して、第八条第一項に規定する保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場内における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第八条第一項に規定する保証金(前条第一項の規定により追加して預託したものを含む。)について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第十二条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して六十日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売業務の承認の取消し)

第十二条の二 市長は、卸売業者が第七条の二第四項第一号、第二号又は第五号から第七号までの規定のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認められるときは、第七条の二第一項の規定による承認を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第七条の二第一

項の規定による承認を取り消すことができる。

- 一 正当な理由なく第七条の二第一項の規定による承認を受けた日から起算して一月以内に第八条第一項に規定する保証金を預託しないとき。
- 二 正当な理由なく第七条の二第一項の規定による承認を受けた日から起算して一月以内に卸売の業務を開始しないとき。
- 三 正当な理由なく引き続き一月以上卸売の業務を休止したとき。
- 四 正当な理由なく卸売の業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第十二条の三 卸売業者が事業（市場内における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場内における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第一項又は前項の規定による承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 第七条の二第四項の規定は、第一項又は第二項の承認について準用する。この場合において、第七条の二第四項中「第一項の規定による承認」とあるのは「第十二条の三第一項又は第二項の規定による承認」と、「申請者」とあるのは「第十二条の三第一項又は第二項の規定による承認申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第十二条の四 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- 二 名称、商号又は住所を変更したとき。
- 三 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第十二条の五 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号。以下「省令」という。）第二十一条第一項の規定により、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書を、その日から起算して九十日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、一年間主たる事業所に備え付けなければならない。

3 卸売業者は、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、これを拒んではならない。ただし、規則に定める場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

4 第一項に規定する事業年度は、毎年四月から翌年三月までの期間とする。

(せり人)

第十二条の六 せり人は、せりを行うのに必要な経験及び能力を有する者であつて、規則で定める事項に該当しないものでなければならない。

2 卸売業者は、せり人を定めたとき、又はその者がせり人でなくなったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第二節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第十三条 仲卸業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 青果部 十六
- 二 水産物部 八
- 三 花き部 二

(仲卸業務の承認)

第十四条 市場内において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、前条に規定する取扱品目の部類ごとに行う。

3 第一項の規定による承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第一項の規定による承認をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。
- 三 申請者が第十七条第一項若しくは第二項又は第六十条第二項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 四 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。
- 五 申請者の業務を執行する役員のうち市場の卸売業者又は仲卸業者の役員若しくは使用人であるものがあるとき。
- 六 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないもの
- 七 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体であると認められるとき、及びその役員又はこれに準ずる者が同条第六号に規定する暴力団員であると認められるとき。
- 八 第一項の規定による承認をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第十五条 仲卸業者は、前条第一項の規定による承認を受けた日から起算して一月以内に、保

証金を市長に預託しなければならない。

- 2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第十六条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに十万円以上三十万円以下の範囲内で規則で定める。

- 2 第九条第二項及び第三項並びに第十条から第十二条までの規定は、前条第一項に規定する保証金について準用する。

(仲卸業務の承認の取消し)

第十七条 市長は、仲卸業者が第十四条第四項第一号、第二号又は第五号から第七号までの規定のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認められるときは、第十四条第一項の規定による承認を取り消すものとする。

- 2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第十四条第一項の規定による承認を取り消すことができる。

- 一 正当な理由なく第十四条第一項の規定による承認を受けた日から起算して一月以内に第十五条第一項に規定する保証金を預託しないとき。

- 二 正当な理由なく第十四条第一項の規定による承認を受けた日から起算して一月以内に仲卸しの業務を開始しないとき。

- 三 正当な理由なく引き続き一月以上仲卸しの業務を休止したとき。

- 四 正当な理由なく仲卸しの業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第十八条 仲卸業者が事業（市場内における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は仲卸業者の地位を承継する。

- 2 仲卸業者である法人の合併の場合（仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場内における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

- 3 第一項又は前項の規定による承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 4 第十四条第四項の規定は、第一項又は第二項の承認について準用する。この場合において、第十四条第四項中「第一項の規定による承認」とあるのは「第十八条第一項又は第二項の規定による承認」と、「申請者」とあるのは「第十八条第一項又は第二項の規定による承認申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第十九条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

- 二 名称、商号又は住所を変更したとき。

三 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第二十条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書を、その日から起算して九十日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業年度は、毎年四月から翌年三月までの期間とする。

第三節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第二十一条 市場内において売買参加者になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第一項の規定による承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の承認をしてはならない。

一 破産者で復権を得ないものであるとき。

二 卸売の相手方として必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。

三 当該申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

四 第二十三条又は第六十条第三項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体であると認められるとき、及びその役員又はこれに準ずる者が同条第六号に規定する暴力団員であると認められるとき。

(名称変更等の届出)

第二十二条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

一 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。

二 法人である場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

2 売買参加者が死亡又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第二十三条 市長は、売買参加者が第二十一条第四項第一号、第三号又は第五号に該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認められるときは、第二十一条第一項の規定による承認を取り消すものとする。

第四節 関連事業者

(関連事業者の設置及び承認)

第二十四条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、市場施設において業務を営むことを承認することができる。

一 第四条に定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、

貯蔵及び運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者

二 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項の規定による承認を受けて市場施設において営業しようとする者（次項において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の承認をしてはならない。

一 破産者で復権を得ないものであるとき。

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。

三 第二十七条又は第六十条第四項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

四 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体であると認められるとき、及びその役員又はこれに準ずる者が同条第六号に規定する暴力団員であると認められるとき。

（保証金の預託）

第二十五条 関連事業者は、前条第一項の規定による承認を受けた日から起算して一月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

（保証金の額）

第二十六条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、十万円以上二十万円以下の範囲内で規則で定める。

2 第九条第二項及び第三項並びに第十条から第十二条までの規定は、前条第一項に規定する保証金について準用する。

（関連事業者の承認の取消し）

第二十七条 市長は、関連事業者が第二十四条第三項第一号、第二号又は第五号に該当することとなったときは、第二十四条第一項の規定による承認を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第二十四条第一項の規定による承認を取り消すことができる。

一 正当な理由なく第二十四条第一項の規定による承認を受けた日から起算して一月以内に第二十五条第一項に規定する保証金を預託しないとき。

二 正当な理由なく第二十四条第一項の規定による承認を受けた日から起算して一月以内に関連事業者の業務を開始しないとき。

三 正当な理由なく引き続き一月以上関連事業者の業務を休止したとき。

四 正当な理由なく関連事業者の業務を遂行しないとき。

（名称変更等の届出）

第二十八条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
 - 二 名称、商号、住所又は代表者を変更したとき。
- 2 関連事業者が死亡又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第三章 売買取引及び決済の方法

(開設者の責務)

第二十八条の二 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行うもの（以下「取引参加者」という。）に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の原則)

第二十九条 市場内における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第三十条 卸売業者は、市場内において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。

(売買取引条件の公表)

第三十条の二 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 一 営業日及び営業時間
- 二 取扱品目
- 三 生鮮食料品等の引渡しの方法
- 四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者が負担する費用の種類、内容及びその額
- 五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- 六 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(差別的取扱いの禁止等)

第三十一条 卸売業者は、市場内における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 卸売業者は、第七条の二第一項の規定による承認に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場内における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則に定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第三十二条 卸売業者は、市場内における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して販売をしてはならない。ただし、規則で定める場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 卸売業者は、前項のただし書の規定により卸売をした場合は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第三十三条 削除

第三十四条 削除

(受託契約約款)

第三十五条 卸売業者は、市場内における卸売のための販売の委託の引受けについて、受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の規定による受託契約約款を定めたとき、又は変更したときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出るとともに、関係者に対し当該受託契約約款の内容等について十分周知しなければならない。

(販売前における委託物品の検収)

第三十六条 卸売業者は、卸売のための販売の委託を引受けた物品（以下「委託物品」という。）（電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により市場外で引渡しをする委託物品（第三項において「電子商取引に係る委託物品」という。）を除く。次項において同じ。）を受領したときは、委託者に対して直ちにその物品の品目、数量、等級、品質及び受領日時等を記載した物品受領通知書により、その旨を通知しなければならない。ただし、受領の日の翌日までに売買仕切書を送付するときは、この限りでない。

2 卸売業者は、委託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、委託物品の品目、数量、等級及び品質等について異状を認めたときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

3 電子商取引に係る委託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の委託物品の種類、数量、等級及び品質等について異状を認めたときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

4 卸売業者は、委託物品の異状については、第二項ただし書に規定する場合を除き、速やかに委託者へ連絡しなければならない。

(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)

第三十七条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう当該物品に措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第三十八条 仲卸業者は、市場内においては、第十四条第一項の規定による承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場内においては、第十四条第一項の規定による承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、当該承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により買入をした仲卸業者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買取引の制限)

第三十九条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を命ずることができる。

一 談合その他不正な行為があると認めるとき。

二 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

一 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

二 買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。以下「買受代金」という。）の支払を怠ったとき。

（衛生上有害な物品の売買禁止等）

第四十条 市長は、衛生上有害な物品が市場内に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場内において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

（卸売予定数量等の報告）

第四十一条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をする物品について、売買取引の方法ごとに品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をした物品について、売買取引の方法ごとに品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月十日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその消費税額及び地方消費税額を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第四十二条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売する物品について、売買取引の方法ごとに主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、当日卸売した物品について、売買取引の方法ごとに主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第三十条の二の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（開設者による卸売予定数量等の公表）

第四十三条 市長は、卸売業者から第四十一条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の卸売の数量及びその卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 市長は、卸売業者から第四十一条第二項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、当該報告について売買取引の方法ごとにインターネットの利用その他の適切

な方法により公表するものとする。

- 3 前項に規定する公表は、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格についてするものとする。

(仕切り及び送金)

第四十四条 卸売業者は、委託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第四十八条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額）、第四十六条に規定する控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項に規定する売買仕切書には、前項に定める事項を正確に記載しなければならない。

(仕切り及び送金に関する特約)

第四十五条 卸売業者は、委託者と売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約に係る期間中これを保存しなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

- 一 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 特約の内容
- 三 支払方法

(委託手数料の率)

第四十六条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料（卸売金額に料率を乗じて得た額とする。）の率を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 委託手数料の率の区分その他必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、第一項に規定する届出を行う卸売業者から、委託手数料の率が経営へ与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

(買受代金の即時支払義務)

第四十七条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買受代金を支払わなければならない。

- 2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。
- 3 卸売業者は、第一項の規定により支払猶予の特約をしたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約に係る期間中これを保存しておかななければならない。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。

- 一 特約の相手方の氏名又は名称及び住所

二 特約の内容

三 支払方法

(卸売代金の変更の禁止)

第四十八条 卸売業者は、卸売をした物品の代金の変更をしてはならない。ただし、卸売業者と卸売業者から買い受けた者が相互に了承した場合は、この限りでない。

(取引参加者の決済の方法)

第四十八条之二 取引参加者は、市場における売買取引に際し、第四十四条から前条までの規定にかかわらず、取引参加者当事者間で支払方法及び支払期日を決定したときは、その決定によらなければならない。

第四章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第四十九条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他の食品衛生に関する法令に即して卸売の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

2 市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、特に必要があると認めるときは、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに、次に掲げる事項を規則で定めなければならない。

一 施設の取扱品目

二 施設の設定温度及び温度管理に関する事項

三 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

四 その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

3 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第五章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第五十条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の規定による許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、市場施設（会議室、駐車場及び空地を除く。以下この項において同じ。）を公共的な目的のため、又は一時的に使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

4 前項に規定する保証金の額は、第五十六条に規定する使用料の月額額の六倍に相当する額の範囲内において、規則で定める。

5 第九条第二項及び第三項並びに第十条から第十二条までの規定は、第三項に規定する保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第五十一条 前条第一項の指定又は同条第二項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に

使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第五十二条 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市長は、使用者が前項ただし書の規定により市長の承認を受けて市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、返還の際において原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第五十三条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第五十四条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場施設の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、第五十条第一項の規定による指定若しくは同条第二項の規定による許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第五十五条 使用者は、市場施設の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第五十六条 市場の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

2 市場内において使用する電力、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、使用料について必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第五十七条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

一 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できないとき。

二 使用者が国又は公共団体であるとき。

三 その他市長が特別の理由があると認めるとき。

第六章 監督

(報告及び検査)

第五十八条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第五十九条 市長は、市場内における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計若しくは財産に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 市長は、市場内における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計若しくは財産に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

3 市長は、市場内の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第六十条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、五万円以下の過料を科し、第七条の二第一項の規定による承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、五万円以下の過料を科し、第十四条第一項の規定による承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、五万円以下の過料を科し、第二十一条第一項の規定による承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、五万円以下の過料を科し、第二十四条第一項の規定による承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その承認に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 市長は、第五十条第二項の規定により市場施設を使用している者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、五万円以下の過料を科し、第五十条第二項の規定による許可の全部若しくは一部を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

6 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と共謀して不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

三 せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。

四 その他市場内においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

7 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して六月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第一項から第四項までの規定を適用する。

第七章 市場運営協議会

(協議会の設置)

第六十一条 市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、福島市市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置き、次に掲げる事項を協議する。

一 市場の運営に関する事項

二 市場内の取引の合理化、流通の円滑化に関する事項

三 市場業務に係る紛争調整等に関する事項

2 協議会は、委員若干名をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 雑則

(卸売業務の代行)

第六十二条 市長は、卸売業者が承認の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がないか、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前二項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

(承認のない営業の禁止)

第六十三条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの承認を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為をする場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対して、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第六十四条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対して、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第六十五条 市場へ入場する者（以下「市場入場者」という。）及び取引参加者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者及び取引参加者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(清潔の保持)

第六十六条 使用者は、常に市場施設を清掃し、その清潔を保持しなければならない。

2 市長は、市場の清潔の保持を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可等の制限又は条件)

第六十七条 この条例の規定による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項に規定する制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(指定管理者による管理)

第六十八条 市長は、市場設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に市場の管理を行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第五条（第一項を除く。）、第十二条の五第一項、第二十条第一項、第二十一条（第二項を除く。）、第二十二條、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十八条、第三十二条第二項、第三十九条、第四十条（第二項を除く。）、第四十一条、第四十三条（第三項を除く。）、第五十条第一項から第三項まで（第三項本文を除く。）、第五十一条から第五十四条まで、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十八条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第二項及び第六十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い市場を適正に管理し、もって市民生活の安定に資するよう努めなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第六十九条 前条の規定により指定管理者に市場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 市場施設の使用条件に係る指定及び使用の許可等に関する業務
- 二 市場の維持管理に関する業務
- 三 売買取引の承認等に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、市場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(委任)

第七十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(福島市中央卸売市場設置条例の廃止)

2 福島市中央卸売市場設置条例（昭和四十七年条例第四十五号）は、廃止する。

(福島市中央卸売市場業務規程の廃止)

3 福島市中央卸売市場業務規程(昭和四十七年条例第四十六号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の旧条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(市場の使用料の特例)

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における別表の規定の適用については、同表の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

卸売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の千分の三(鳥卵にあつては千分の一)に相当する額	卸売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の千分の二(鳥卵にあつては千分の一)に相当する額
第三十八条第二項ただし書の規定に基づき買い入れた物品の仕入金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の千分の三(鳥卵にあつては千分の一)に相当する額	第三十八条第二項ただし書の規定に基づき買い入れた物品の仕入金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の千分の二(鳥卵にあつては千分の一)に相当する額
一平方メートルにつき 月額 六五〇円	一平方メートルにつき 月額 五五〇円
一平方メートルにつき 月額 四四〇円	一平方メートルにつき 月額 三七〇円
一平方メートルにつき 月額 六六〇円	一平方メートルにつき 月額 五六〇円
一平方メートルにつき 月額 七〇〇円	一平方メートルにつき 月額 五九〇円
一平方メートルにつき 月額 一、一四〇円	一平方メートルにつき 月額 九六〇円
一平方メートルにつき 月額 八三〇円	一平方メートルにつき 月額 七〇〇円
一平方メートルにつき 月額 五〇〇円	一平方メートルにつき 月額 四二〇円
一平方メートルにつき 月額 四〇〇円	一平方メートルにつき 月額 三四〇円
一平方メートルにつき 月額 六〇〇円	一平方メートルにつき 月額 五一〇円
一室 月額 七〇、五〇〇円	一室 月額 五九、九二〇円
一室 月額 五、四二〇円	一室 月額 四、六〇〇円
一室 月額 一四、〇六〇円	一室 月額 一一、九五〇円

一平方メートルにつき 月額 四三〇円	一平方メートルにつき 月額 三六〇円
一平方メートルにつき 月額 九〇〇円	一平方メートルにつき 月額 七六〇円
建物一式 月額 五二、〇〇〇円	建物一式 月額 四四、二〇〇円
一基につき 月額 一六五、〇〇〇円	一基につき 月額 一四〇、二五〇円
建物機械一式 月額 三一〇、〇〇〇円	建物機械一式 月額 二六三、五〇〇円

(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

- 6 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和三十一年条例第二十三号)の一部改正(略)

(福島市特別会計条例の一部改正)

- 7 福島市特別会計条例(昭和三十九年条例第二号)の一部改正(略)

(福島市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正前の福島市特別会計条例本則第三号の規定は、平成二十五年度の出納整理に関しては、なお効力を有する。

(福島市部設置条例の一部改正)

- 9 福島市部設置条例(昭和四十八年条例第三十号)の一部改正(略)

附 則(平成二六年一月六日条例第二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年一月一二日条例第四九号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和二年三月二五日条例第九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に福島県卸売市場条例を廃止する条例(令和元年福島県条例第六十号)による廃止前の福島県卸売市場条例(昭和四十六年福島県条例第六十八号)に定めるところにより卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)第一条による改正前の卸売市場法第五十八条第一項の規定により許可を受けて卸売業者となっている者は、この条例による改正後の福島市公設地方卸売市場条例(以下「改正後の条例」という。)第七条の二の規定により承認を受けた卸売業者とみなす。

- 3 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の福島市公設地方卸売市場条例の規定によりされた手続、処分その他の行為については、改正後の条例の相当規定によりされたものとみなす。

別表(第五十六条関係)

種別	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の千

			分の三（鳥卵にあつては千分の一）に相当する額
卸売業者売場使用料	青果・水産物部		一平方メートルにつき 月額 一〇〇円
	花き部		一平方メートルにつき 月額 一三〇円
仲卸業者市場使用料			第三十八条第二項ただし書の規定に基づき買い入れた物品の仕入金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の千分の三（鳥卵にあつては千分の一）に相当する額
仲卸業者売場使用料	青果・水産物部第一売場		一平方メートルにつき 月額 六五〇円
	青果・水産物部第二売場		一平方メートルにつき 月額 四四〇円
	花き部		一平方メートルにつき 月額 六六〇円
関連事業者営業所使用料	昭和四十七年度建築のもの		一平方メートルにつき 月額 七〇〇円
	昭和五十四年度建築のもの		一平方メートルにつき 月額 一、一四〇円
	平成十四年度建築のもの		一平方メートルにつき 月額 八三〇円
業者事務所使用料	青果棟	事務所（北）	一平方メートルにつき 月額 五〇〇円
		事務所（南）	一平方メートルにつき 月額 五〇〇円
	水産棟	事務所（東）	一平方メートルにつき 月額 四〇〇円
		事務所（南）	一平方メートルにつき 月額 五〇〇円
		事務所（西）	一平方メートルにつき 月額 四〇〇円
	花き棟	事務所（北）	一平方メートルにつき 月額 六〇〇円
		事務所（南）	一平方メートルにつき 月額 八三〇円
	関連事業者営業所二階事務所		

	花き部売買参加者事務所	一平方メートルにつき 月額 八三〇円
	青果棟 ^{さば} 荷捌き所使用料	一平方メートルにつき 月額 六〇〇円
倉庫使用料	昭和四十七年度建築のもの(東)	一室 月額 七〇、五〇〇円
	昭和四十七年度建築のもの(西)	一室 月額 五、四二〇円
	昭和五十四年度建築のもの	一室 月額 一四、〇六〇円
	昭和五十四年度建築のもの(関連事業者用)	一平方メートルにつき 月額 四三〇円
	冷蔵庫使用料	一平方メートルにつき 月額 九〇〇円
事務室使用料	第一事務室	一平方メートルにつき 月額 七〇〇円
	第二事務室	一平方メートルにつき 月額 五〇〇円
会議室使用料	大会議室	一回(三時間以内)につき 五〇〇円
	小会議室	一回(三時間以内)につき 三〇〇円
	水産物あら集積所使用料	建物一式 月額 五二、〇〇〇円
保冷库使用料	昭和六十二年度建築のもの	一基につき 月額 一六五、〇〇〇円
	平成十二年度建築のもの	建物機械一式 月額 三一〇、〇〇〇円
駐車場使用料	卸売業者等(市場施設の使用指定又は使用許可を受けた使用者に限る。)	一台につき 年額 一〇、八〇〇円
	空地使用料	一平方メートルにつき 月額 三〇円

備考 卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料を除く使用料については、本表の規定により算出して得た額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。